

桜井市監査委員公表 第 3 号

令和 8 年度定期監査（第一次）結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項により別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 9 日

桜井市監査委員	今 西 秀 仁
同	工 藤 敏太郎

監査結果報告

1. 監査方針

本監査については、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めるため、桜井市監査基準に基づき監査を実施いたしました。

2. 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

3. 監査の対象及び期間

監 査 内 容	令和8年5月1日現在の監査資料による
監 査 期 間	令和8年4月30日から令和8年6月10日まで
対 象 部 局	市長公室 秘書課 市民生活部 市民協働課 こども家庭部 第1保育所 第5保育所 議会事務局 議事課 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局

4. 監査等の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、また、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めているか等を主眼において監査いたしました。

監査の着眼点

① 組織、人事配置について	・ 事業運営上不合理な点は無いか ・ 職員の勤務状況は適正か
② 予算の執行状況、 収納事務、支出事務について	・ 会計区分、年度区分、予算科目を誤っていないか ・ 調定の時期及び手続は適正か ・ 支出負担行為は法令等に違反していないか ・ 支出目的、履行を確認できる資料が整理されているか ・ 旅費、超過勤務手当については支給額の算定根拠となる日数、時間数が関係記録と合致しているか
③ 契約事務(委託・工事)について	・ 適正な方法により契約を行っているか ・ 随意契約理由は適正か ・ 契約の履行確認は適正に行われているか
④ 負担金、補助金の 執行について	・ 支出対象、支出金額は適正か ・ 補助金については実績報告に基づく成果の確認が行われているか
⑤ 公の施設の管理について	・ 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか ・ 協定書等に必要事項が適正に記載されているか ・ 管理に関する経費の算定、支出方法、手続等は適正か
⑥ 財産の管理について	・ 備品台帳に登録されているか ・ 物品は正しく管理され整理されているか
⑦ 公金等の保管状況について	・ 収納金、釣銭等の現金の保管及び取り扱いは適正か ・ 郵便切手やはがき等の保管が適正かつ差引簿とも合致しているか

5. 監査の実施内容

本年度の監査計画に基づき、監査対象部署から提出された関係書類及び諸帳簿を照合したうえで、監査当日は、担当職員から事務の執行状況等について聴取し、主要な事業及びその予算の執行状況並びに、委託料・工事・修繕の契約及び執行、負担金及び補助金、収納事務、備品管理が適正かつ効率的に行われているかについて監査いたしました。

6. 監査の結果

事務の執行状況等に関しては、監査を実施した範囲において、概ね、関係法令等に基づき、適正且つ効率的に処理されているものと認められましたが、改善・検討を要する事項が一部見受けられましたので、担当部署の所属長及び職員に対し所見を述べるとともに、指導を行いました。

担当部署におかれては、今回指摘した事項について十分留意していただき、より一層、慎重かつ丁寧に関後の事務を執行されることを望みます。

改善・検討を要する事項は、次のとおりです。

(1) 委託契約について

- ・ 特定の団体に対して、長期にわたり随意契約を締結して業務を委託している場合において、安易に従来の契約を踏襲するのではなく、現在の社会情勢や市の財政状況も十分に考慮したうえで、適宜適切に業務内容の見直しを図られたい。

(市民協働課)

- ・ 公費の支出抑制の観点からも、業者に委託している業務の内容に関しては、担当課において正確に把握し、適宜、業務内容の精査を図られたい。

(議事課)

(2) その他

- ・ 旅行命令簿への記載誤りや記載漏れが多数見受けられたので、管理職も含めた職員相互間のチェックを徹底するとともに、適正な文書管理を心がけてもらいたい。

(議事課・秘書課・農業委員会事務局)